



あなたの老後を左右する？
年金改正、遺族年金「5年有期給付
化」と「子の加算」の解説と対策

資料作成：特定社会保険労務士 三宅 明彦

目次

■ 1. はじめに.....	2
■ 2. 遺族年金の見直し.....	2
■ 3. 子の加算の見直し.....	5
■ 4. おわりに.....	6

あなたの老後を左右する？ 年金改正、遺族年金「5年有期給付 化」と「子の加算」の解説と対策

■ 1. はじめに

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され、6月13日に改正案が成立し、6月20日に公布されました。

その中で、遺族年金については、大きく変わりますので、本レポートでは、その内容を中心に解説していきます。

ただ、急に大きく変わるのではなく、時間をかけて段階的に変えていき、また、配慮措置もありますので、あわてる必要はありません。実施時期も令和10年4月からになりますので、是非、考える材料にいただけると幸いです。

■ 2. 遺族年金の見直し

(1) 遺族厚生年金の見直し

改正前は、夫が死亡して妻が遺族厚生年金を受給する場合には、妻の年齢は問われずに、原則は終身受給できました。また、妻が死亡して夫が遺族厚生年金を受給する場合には、夫は妻の死亡時に55歳以上であって、60歳から支給されるしくみになっていましたが、改正後は、60歳未満に死別した子（※注）のない配偶者に対する遺族厚生年金は、男女とも原則5年間の有期給付となり年齢要件に係る男女差が解消されます。

（※注）子とは、18歳の年度末未満または20歳未満で障害等級の1、2級にある場合を指します。

実施時期は、令和10年4月からになりますが、女性については、40歳未満（平成元年4月2日以後生まれ）を対象として、20年かけて段階的に60歳に引き上げられます。よって、平成元年4月1日以前生まれの女性は、改正前の制度のままになります。

なお、5年の有期給付が終了したときに失権するのではなく、支給停止

となり、継続給付（下記に説明あり）を受給することなく2年が経過すると失権する、という扱いになります。

（2）有期給付化による4つの配慮措置

5年間の有期給付となる大きな変更に伴い、受給者に対して、以下の4つの配慮措置が行われます。これらは、受給額と受給期間に直接関係するため内容を確認しておきましょう。

①「収入要件（年収850万円未満）の撤廃」

改正前は、遺族厚生年金を受給できる要件として、生計維持要件と収入要件（年収が850万円未満）がありましたが、改正後は、収入要件がなくなりますので、生計維持要件のみになります。

②「有期給付加算」

死亡者の老齢厚生年金の4分の1相当額を遺族厚生年金に加算するもので、死亡者が受給できたであろう老齢厚生年金相当額（改正前の遺族厚生年金額は、死亡者の老齢厚生年金の4分の3相当額でした）になります。改正前に比べると約1.3倍の金額です。

③「有期給付の継続給付（最長65歳到達まで）」

5年間の有期給付の遺族厚生年金を受給した後に、一定の所得水準以下の場合と障害者である場合には、5年間を超えて、最大65歳になるまで遺族厚生年金を受給できます。この制度を継続給付といいます。

ア 所得要件に該当する場合

有期給付の遺族厚生年金を受給した後、受給権者の前年の所得が国民年金保険料の免除の所得基準額を勘案して政令で定める額未満である場合は、継続給付として遺族厚生年金が引き続き支給されます。

所得による支給額の調整は、前年所得が国民年金保険料の免除基準を勘案して定める額を超える場合に、収入の増加に伴い収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとなっていて、分かりづらいかもしれません。

また、支給額の調整は、前年所得に基づいて当年10月から翌年9月までの1年間の支給が停止されます。所得情報を10月で切り替えるのは、20歳前障害による障害基礎年金や、年金生活者支援給付金と同様になっています。

そして、全額支給停止となったときから2年が経過したときに、有期給付の遺族年金は失権します。また、老齢厚生年金の受給権を取得したときや、65歳に達したときにも失権します。

イ 障害要件に該当する場合

障害厚生年金または障害基礎年金の受給権者であって、現に障害等

級に該当する障害がある者は、有期給付が終了した後も、前年の所得の額にかかわらず、継続給付の支給対象となります。

ただし、障害年金の請求を行った時期により対象が限定されていて、有期給付の遺族厚生年金の受給権者が5年間の有期給付を受給した後2年を経過した日（7年経過日）の前に障害認定日があり、障害年金の請求をしたことが要件となっています。2年経過というのは、所得により有期給付の遺族厚生年金が全額支給停止された状態で2年経過すると失権するからです。また、障害厚生年金と遺族厚生年金の両方の受給権がある場合は、その一方を選択して受給することになっています。

④「死亡分割制度」

亡くなった配偶者の婚姻期間における厚生年金加入期間の報酬が有期給付の遺族厚生年金受給者よりも高かった場合には、亡くなった配偶者の厚生年金記録を分割して、遺族配偶者の年金記録に上乘せされます。

なお、婚姻期間における分割割合は、2分の1で合意したものと擬制されますので、遺族配偶者が65歳になると、老齢基礎年金と老齢厚生年金と死亡分割の年金（※注）が受給できるようになります。

（※注）離婚時分割と同様に、婚姻期間における夫婦合計の標準報酬総額の1／2が老齢厚生年金に加算されて支給されます。

よって、死亡分割は、婚姻期間における厚生年金への加入期間が対象で、有期の遺族厚生年金は死亡者の老齢厚生年金（婚姻期間外も含む）になりますから、遺族厚生年金の1／2よりも死亡分割の年金の方が少なくなります。

（3）中高齢寡婦加算の縮小・廃止

夫が死亡した場合に妻が40歳から65歳になるまで加算される（加算される場合の条件あり）中高齢寡婦加算（令和7年度で年額623,800円）は、25年間（令和34年度まで）かけて段階的に加算措置が終了します。その際、経過措置を設け（受給権が発生した各年度に応じた通減率を乗じた額）、施行日前に加算を受給している者は対象とせず、新規に加算が発生する場合のみを対象にし、受け取り始めた年金額は受け取り終了まで変わりません。

（4）遺族基礎年金における支給要件を改正

子に対する遺族基礎年金が、子ども自らの選択によらない事情により、支給停止されないようになります。

生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を削除し、下記事例のすべてのケースで、遺族基礎年金が支給されるようになります。

よって、遺族厚生年金と同じ取り扱いになります。

事例 1	配偶者が子の生計を維持し、死別後に再婚した場合
事例 2	死亡者との生計維持関係の確認に用いる収入基準(850万円)を超える配偶者が子の生計を維持している場合
事例 3	直系血族(又は直系姻族)の養子となった場合
事例 4	(生前に既に両親が離別していて) 子の生計を維持していた被保険者が死亡した後、元配偶者が子を引き取った場合

■ 3. 子の加算の見直し

子の加算の充実

子に係る加算としては、障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算や老齢厚生年金の加給年金がありますが、子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、以下ようになります。

1. 現在受給している者も含めて子に係る加算額が引き上げられます。
(現行) 第2子まで234,800円、第3子以降78,300円が一律281,700円(第2子までの年額から20%増額)に見直されます。

※いずれも令和6年度の年額ですので、施行時にはその年度の改定率が加算されます。

2. これまで加算対象ではなかった障害厚生年金(3級を除く)や遺族厚生年金、老齢基礎年金についても加算対象に拡大され、基礎年金と厚生年金のいずれも加算の要件を満たす場合は、厚生年金を優先して調整が行われます。また、夫婦の両方が子の加算の要件を満たす場合は、一方が支給停止(夫婦2人のうち主として子の生計を維持している者に加算を行い、他方の子の加算は支給停止する)されます。

なお、老齢厚生年金の子の加算の条件の加入期間については、10年以上になり、老齢基礎年金の子の加算額については、加入期間が25年未満の場合は、以下のようになります。

※老齢基礎年金の子の加算額の計算式

子の加算額×保険料納付期間+保険料免除期間／300月

3. 子に係る加算の対象となる子について国内居住要件が設けられます。
ただし、外国に留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定めるものについては、加算の対象となります。

(※参考) 子の加算の内訳図 ☆印が新たに対象になったもの

	＊老齢給付	＊障害給付	＊遺族給付
2 階部分	老齢厚生年金 (子の加給年金) ☆加入期間 10 年以上	障害厚生年金 ☆子の加算	遺族厚生年金 ☆子の加算
1 階部分	老齢基礎年金 ☆子の加算	障害基礎年金 (子の加算)	遺族基礎年金 (子の加算)

■ 4. おわりに

以上、説明しましたように、今後遺族年金制度が大きく変わります。特に、子のない40歳未満の女性については、共働き夫婦が主流となっている昨今では、遺族への給付の必要性が薄れているとはいえ、無期（終身）支給から5年の有期支給への変更は相当大きな変更です。国民年金保険料の免除基準に該当する場合には、65歳までの継続給付がありますが、該当しない場合には5年間で支給が終了してしまいます。

そのため、この変更に対する対策としては、民間保険の死亡給付（生命保険）等で備えることがますます重要になるのではないのでしょうか？

【著者プロフィール】三宅 明彦（みやけ あきひこ）

特定社会保険労務士。大学卒業後、サラリーマンを経て、平成4年に社会保険労務士資格を取得し開業。平成18年に特定社会保険労務士を取得。

各金融機関や社会保険労務士会等にて年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に行い、企業の労務管理や雑誌の執筆も行なっている。TV・ラジオ出演があり、著書・DVD等も多数刊行している

主な著書等：「年金制度・年金改革総まとめ」（中央経済社）、「令和2年度公布 公的年金制度改正解説と想定相談事例集 DVD版」（日本法令）等